

農業委員会だより No.59

任期満了により、このたび農業委員が新たに任命されました。平成28年4月1日に、農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員の選出方法が、これまでの選挙制から市町村長の任命制へと変更されました。

また、新制度移行に伴い、新たに農地などの利用の最適化に取り組む体制を強化するため、農地利用最適化推進委員が農業委員会から委嘱されました。

農地の利用、担い手育成などの課題に取り組みたい

日野町農業委員会 会長 長住 武美

この度、農業委員会制度の改正により、景山町長より農業委員の任命を受け、委員会総会での互選により、再び会長に就任しました。鳥取県の中では日南町に次いで2番目の改選となりました。来年度は県内のほとんどの市町村が改選となります。

新しく、「農地利用最適化推進委員」が加わり、農業委員と共に遊休農地の解消・担い手への農地集積を進めていかなければなりません。そのためにも、皆さまから農地・農業全般にかかる情報、相談ごとをお寄せいただ

ければと思います。

今後の取り組みとして、各集落に出向いて相談ごとなどを承ればと考えています。また、山間地の日当たりの悪い農地の利用など、日野振興センターや担い手育成機構との情報交換ができる機会を作っていきたいと思います。定期的に例会日を設定するのも良いのではないのでしょうか。やはり、今ある農地にいかにか付加価値を付けて、所得を上げるかが一番だろうと考えます。高所得になれば、次世代の担い手も育つのではないのでしょうか。

農業委員・農地利用最適化推進委員の紹介

新たに任命された農業委員と農地利用最適化推進委員の皆さんを紹介します。(敬称略)

<農業委員> 任期：平成28年6月19日～平成31年6月18日



会長
長住 武美(高尾)

担当地区：根雨地区、日野地区



会長職務代理
頭本 佳苗(中菅)

担当地区：黒坂地区



松本 洋一(根雨)

担当地区：根雨地区、日野地区



山吹 長年(舟場)

担当地区：根雨地区、日野地区



高田 昭徳(下黒坂)

担当地区：黒坂地区

<農地利用最適化推進委員>

任期：平成 28 年 7 月 6 日～平成 31 年 6 月 18 日



若林 順也(金持)

担当地区：根雨
地区



松本 昌明(本郷)

担当地区：日野
地区



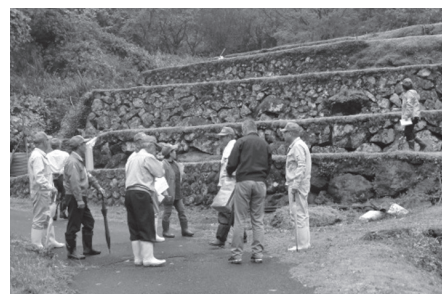
谷口 勇(黒坂)

担当地区：黒坂
地区

農地パトロールにご協力ください

農業委員会では、8月から11月までの4ヵ月間、農地パトロール強化月間とし、農業委員や農地利用最適化推進委員が遊休農地や違反転用の有無などを調査します。期間中、委員が皆さんの農地に入ったり、質問したりすることがあります。ご理解とご協力をお願いします。

▶昨年度の農地パトロールの様子



非農地証明について

おおむね 20 年以上前から農地として使用されていない、今後も農地として使用することができない場合は農業委員会で非農地証明を発行することができます。(ただし、農業振興地域に指定してある場所については、先に指定を解除しないと証明が発行できません)

発行された非農地証明に基づき、法務局で登記の手続きができます。非農地証明を発行しただけでは、地目は変更されません。法務局で登記後、地目が変更になります。

ご存じですか？「農業者年金」

農業者年金は、農業に従事する人の老後をサポートする年金です。

《農業者年金の特長》

- ①農業従事者が幅広く一人一人の年金を掛けられます。
- ②「積立式」の年金制度です。
- ③保険料は、一口・月 2 万円。最大 6 万 7 千円まで自由に選べ、途中で変更もできます。
- ④支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象になります。

詳しくは、農業委員会（電話 72-2103）または農協窓口（電話 72-0305）までお問い合わせください。



農業委員会総会報告

毎月、総会を開催し、農地に関連したさまざまな案件を処理しています。6月、7月の協議案件についてお知らせします。

- 6月6日（議事）・農地法第3条の規定による所有権移転の申請について（1件）
・日野農業振興計画の変更について（1件）

- 7月6日（議事）・利用権設定等促進事業による農地利用集積計画について（4件）